

## 第5次てだこ障がい者(児)プラン(改訂版)策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務名称

#### (1) 業務名

第5次てだこ障がい者(児)プラン(改訂版)策定業務

#### (2) 目的

本業務委託は、令和9年度を計画の初年度とする障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「第8期浦添市障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第4期浦添市障害児福祉計画」を、各法の規定に基づき一体のものとして作成するにあたり、必要となる資料作成、計画書の作成等、計画策定に係る業務全般を専門的・技術的な能力を有する事業者が業務を委託することにより、より効果的・効率的な計画策定業務の執行を図りたい。

#### (3) 業務内容

「第5次てだこ障がい者(児)プラン(改訂版)策定業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

#### (5) 履行場所

浦添市が指定する場所

### 2 提案上限額

本事業の委託費は以下の範囲で見積もること。

委託料上限額：4,358,000円

※提案上限額の範囲で提案すること。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

### 3 プロポーザル方式の形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

### 4 公募への参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件を満たしていること。

(1) 沖縄県内に本社(本店)又は支社(支店)を有する法人であること。

(2) 過去3年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

- (3) 本業務の見積額が提案上限額内であること。
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がなく本事業を確実に履行できる財政基盤を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている事業者ではないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者ではないこと。
- (8) 浦添市暴力団排除条例（平成23年6月29日浦添市条例第14号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

## 5 提案書等書類の提出までの流れ

### (1) 書類等の配布

- ①配布期間 令和8年4月14日（火）～令和8年5月1日（金）  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ②配布時間 午前9時から午後17時15分まで  
（正午から午後1時までの間を除く）
- ③配布場所 浦添市福祉健康部福祉総務課（浦添市役所3階）  
※本市ホームページからもダウンロードできます。

### (2) 質問事項受付及び回答

質問事項については「質問書（様式4）」に記入し、電子メールで提出すること。

メールの件名を「第5次てだこ障がい者（児）プラン〈改訂版〉に関する質問」とし、送信後には必ず送信した旨の電話連絡を行うこと。

電話・来庁・口頭等による質問は受け付けないものとする。

- ①提出方法 事務局あて電子メールで送付  
メールアドレス [hukushisoumu@city.urasoe.lg.jp](mailto:hukushisoumu@city.urasoe.lg.jp)  
電話番号 098-876-1266
- ②受付期間 公募開始日から令和8年4月24日（金）午後5時15分まで
- ③質問の回答 最終回答は令和8年4月28日（火）午後5時15分までに  
本市公式ホームページに掲載

### (3) 応募申請書類の提出

- ①提出書類 任意様式（企画提案書、工程表、業務実施体制及び見積書（様式以外の別途添付書類））については、A4サイズ（縦・横いずれも可）とすること。

(1)～(3)の順でA4フラットファイルに編綴し、書類毎にタブを貼付すること。

- ②提出部数 (1)～(3) 正本1部  
(2)～(8) 副本10部

※質問がある場合は、(4)を提出すること。

	提出書類	様式等	備考
(1)	参加申込書兼誓約書	様式1	代表者印を押印すること。
(2)	会社概要・実績書	様式2	
(3)	企画提案書	任意様式	作業方針等を記載すること。
(4)	工程表	任意様式	
(5)	業務実施体制	任意様式	
(6)	管理責任者及び担当者の実績	様式3	
(7)	見積書	任意様式	
(8)	見積もりに係る積算内訳書	任意様式	見積もりに係る積算内訳書（直接人件費、直接経費等）を詳細に記載すること。
(9)	財務諸表	任意様式	直近決算時の事業報告書及び決算書（貸借対照表・損益計算書・監査報告書・事業活動収支計算書・資金収支計算書・財産目録などを含む）
(10)	市町村税の滞納のない証明書		事業所のある市町村より発行。3ヵ月以内の発行に限る。写し可。
(11)	都道府県税完納証明書（全税目の滞納のない証明書）		事業所のある都道府県より発行。3ヵ月以内の発行に限る。写し可。
(12)	国税納税証明書		法人税・消費税等。3ヵ月以内の発行に限る。写し可。
(13)	登記事項証明書		3ヵ月以内の発行に限る。写し可。
(14)	質問書	様式4	質問がある場合のみ提出

③提出場所 浦添市 福祉健康部 福祉総務課管理係（浦添市役所3階）

④提出方法 福祉総務課窓口へ直接持参（郵送等不可）

⑤受付期間 令和8年4月14日（火）から

令和8年5月1日（金）午後5時15分まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※受付時間は、午前9時から午後5時15分まで

（正午から午後1時までを除く）。

※質問書（質問がある場合のみ提出）については、提出期限や提出方法が異なるので注意すること。

#### （4） 公募辞退届

参加申込書兼誓約書提出後に辞退する場合は、令和8年5月13日（水）までに「第5次てだこ障がい者（児）プラン〈改訂版〉策定業務委託事業者公募辞退届（様式5）」を提出すること。

## 6 選定委員会による審査及び審査基準等

### (1) 選定委員会

企画提案者等の審査、評価及び最も優れた企画提案書等の選定は、「第5次てだこ障がい者(児)プラン〈改訂版〉策定業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行う。

### (2) 第1次選考として、参加申込書兼誓約書等提出書類一式を提出した企業に対し、プレゼンテーション参加資格書類審査を実施し、結果を通知。

①第1次審査結果通知発送日 令和8年5月8日(金)

### (3) プレゼンテーションの実施日及び通知

①実施日 令和8年5月20日(水)

②場 所 浦添市役所 ※時間及び場所の詳細は後日通知する

### (4) プレゼンテーション発表時間等

①1業者あたり30分(説明15分、質疑応答15分)程度とする。

②説明者は3名以内とする。

③提出された企画提案書等に基づき説明を行い、追加資料は認めない。

④パワーポイント等による説明を希望する場合は、企画提案書等の提出時に相談すること。(スクリーンとプロジェクターのみ本市で準備する(プロジェクター接続はHDMI端子のみ))。

⑤プレゼンテーションを行う順番は、参加申し込みの受付順とする。

### (5) 評価基準

最低基準点は「70点×参加委員数」とし、最低基準点以上のものの内から順位をつける。

	評価項目	評価基準	配点
1	法令及び国の動向把握	障害者基本法ほか関連法令及び障害者(児)福祉について理解し、国の動向を熟知しているか。	20
2	提案内容の独自性・発想力	業務の内容、目的を理解し、市の現状や特性を踏まえた提案となっているか。	20
3	提案内容の具体性・実効性	提案された内容に具体性があり、実効性があるか。	20
4	実施体制	業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か。	20
5	作業工程	作業工程が具体的に設定され、実現性があるか。	10
6	プレゼンテーション能力	提案内容を明確に説明し、質問に的確に答えられているか。	5
7	業務実績	過去3年において同種同様の実績があるか。 1件につき1点 (最大5件)	5

(6) 優先交渉権者の選定

企画提案書等の提出された書類とプレゼンテーションをもとに選定委員会において審査を行い、審査の結果、順位が1位となったものを「優先交渉権者」とし、2位となったものを「次点交渉権者」とする。

提案者が一者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、優先交渉権者とする。

7 審査結果及び契約締結について

(1) 審査結果について

①審査結果通知は、プレゼンテーションに参加したすべての者に通知する。

第2次審査結果通知発送日 令和8年5月27日(水)

※電子メール及び文書で通知

②審査結果についての異議申し立て及びいかなる問い合わせにも応じない。

③優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び次点交渉権者を本市ホームページ等にて速やかに公表する。

(2) 契約手続きに向けた協議について

①優先交渉権者決定後、優先交渉者の提案内容をもとに契約締結に向けての協議を行う。

②協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加、変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。

③優先交渉権者との協議が成立した場合、契約に向けた手続きを進めるものとする。

(3) 見積書の徴取について

協議後の企画提案に係る費用について、受託候補者から改めて見積書を徴取する。

見積金額は原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

(4) 契約保証金

浦添市契約規則第6条に定めるとおりとする。

8 欠格事項

次の項目のいずれかに該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合。

(2) 提出期限内に提案書などを提出しない場合。

(3) 提出書類に虚偽の記載がある場合。

(4) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な提案をした場合。

(5) 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合。

(6) 公平な競争の妨げになる行為、その事実があったと判断した場合。

(7) その他本実施要領に違反した場合。

## 9 業務委託選定スケジュール

令和8年4月14日(火)	公告
令和8年4月14日(火)～ 4月24日(金)	質問書の受付期間
随時～令和8年4月28日 (火)	質問書の回答
令和8年4月14日(火)～ 5月1日(金)	企画提案書等の受付期間
令和8年5月8日(金)	第1次審査結果通知発送日
令和8年5月20日(水)	審査【プレゼンテーション】
令和8年5月27日(水)	第2次審査結果通知発送日
令和8年6月上旬	契約に向けた事前協議
令和8年6月中旬	契約締結予定

## 10 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する費用は参加申し込みを行う事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、返却しない。なお、浦添市情報公開条例（平成11年9月28日条例第16号）に基づく公文書の公開請求の対象となる場合がある。
- (3) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (4) 委託先の選定にあたっては、提出された企画提案書等の内容を総合的に評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては浦添市と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。  
また、今回の募集は契約候補事業者を選定するものであり、契約の締結を保証するものではない。
- (5) 「4 公募への参加資格」の要件を満たさない事業者の参加申し込みは、無効とする。

### 【問合せ先】

浦添市 福祉健康部 福祉総務課 管理係（担当：平良）

電話：098-876-1266（直通）

メールアドレス：[hukushisoumu@city.urasoe.lg.jp](mailto:hukushisoumu@city.urasoe.lg.jp)